

著作権制度の国際調和と今後の課題

— T P P協定の締結に伴う著作権法の改正案 —

文教科学委員会調査室 川人 顕・鈴木 友紀

1. はじめに

平成28年2月4日、環太平洋パートナーシップ協定（以下「T P P協定」という。）の署名式が行われた。T P P協定は、関税にとどまらず、投資、著作権などの知的財産、環境、労働などの幅広い分野を含む、高い水準の包括的な協定である。

本稿は、第190回国会（平成28年常会）に内閣から提出された、T P P協定の国内での実施法である「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」の著作権法改正部分について、これまでの国会や政府の審議会などにおける議論にも触れながら、改正のポイントや論点を紹介するものである。

2. 著作権などに関する国際条約とT P P協定

著作権などに関する多国間条約は、明治19年に欧州諸国を中心に創設された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（我が国は明治32年に締結）に始まり、その後も、デジタル化への対応などに伴って順次整備され、現在に至っている。

一方、平成7年に発効したW T O設立協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定）に附属するT R I P S協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）によって、著作権や特許権などの知的財産が、初めて国際貿易の基本的ルールの中に包括的に位置付けられることとなった。しかし、その後のW T O設立協定の改定作業は、先進国と途上国の利害対立などから難航し、各国はF T A¹交渉に力を注ぐこととなった。

T P P協定は、こうした流れの中で交渉が開始されたメガF T A²であり、知的財産（著作権、特許権、商標権、意匠権、地理的表示など）については、第18章（知的財産）で規定している。具体的には、著作物などの保護期間を少なくとも70年とすること（第18・63条）、「法定の損害賠償」又は「追加的な損害賠償」の制度整備（第18・74条）、著作権等侵害罪の一部非親告罪化（第18・77条）などを規定しており、他のF T Aと比較して、一段高い水準で権利の保護と利用の推進を図っている。なお、第18・5条は「各締約国は、自国の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの章の規定を実施するための適当な方法を決定することができる」と定めており、各国に一定の裁量の余地を認めていることが注目される。

また、T P P協定は、日欧、米欧など、現在交渉中である他のメガF T Aに先駆けて合

¹ Free Trade Agreement：特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定。ただし、近年のF T Aの中には、様々な新しい分野を含むものも見受けられる（外務省ホームページ〈<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>〉（平28.3.28最終アクセス））。

² T P P協定の署名12か国のG D P（国内総生産）は、世界全体の約4割（平成26年）を占めている。

意されたことから、知的財産分野を含め、T P P協定の規定が今後の国際標準となることも想定され、この国際調和の観点から、今回の著作権法改正の一つのポイントとなっている。

3. 著作権法の改正についての検討の経緯

平成27年10月5日、T P P協定が大筋合意に達した。T P P協定の著作権に関する規定の多くは、我が国の著作権法で対応済みであるが、著作権等侵害罪の一部非親告罪化など、一部については制度の見直しが必要となった。

これを受け、11月4日、文化庁の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（以下「法制小委」という。学識経験者などで構成される。）が開催された。文化庁からT P P協定の大筋合意の内容について説明が行われた後、関係団体の意見や要望を聴取した上で、法改正の必要性、改正する場合の留意事項などについて協議が行われた。

検討は急ピッチで進み、一週間後の同月11日、法制小委は「T P P協定（著作権関係）への対応に関する基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）を取りまとめた。基本的な考え方は「T P P協定の締結に当たっては、我が国の文化や社会経済の発展に資する観点から、著作物等の保護と利用のバランスに留意して対応することが重要である」とした上で、著作権法改正の必要性を検討する項目として、①著作物等の保護期間の延長、②著作権等侵害罪の一部非親告罪化、③著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール）に関する制度整備、④配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与、⑤法定の損害賠償又は追加的な損害賠償に係る制度整備の5項目を挙げている。なお、これらはいずれも過去に検討されたものの実施に至らなかった項目である。

基本的な考え方は、政府の「知的財産分野におけるT P Pへの政策対応について」（知的財産戦略本部決定、11月24日）や「総合的なT P P関連政策大綱」（T P P総合対策本部決定、11月25日）にも反映され、安倍総理も、11月24日の知的財産戦略本部会合における挨拶で「特に著作権に関して二次創作³が萎縮しないよう留意する」旨を発言している。

平成28年2月24日、法制小委は、基本的な考え方に示された5項目について、いずれも著作権法の改正を行うべきであるとし、制度設計について提言する「環太平洋パートナーシップ（T P P）協定に伴う制度整備の在り方等に関する報告書」（以下「法制小委報告書」という。）を取りまとめ、同月29日、文化審議会著作権分科会に報告した。

4. 法案の提出と概要

政府内における著作権法改正案の立案作業は、法制小委での検討を踏まえつつ、同時並行で進められた。平成28年3月8日、内閣は、T P P協定を的確に実施するため、著作権法も含めた関連国内法の改正を総合的・一体的に行うための「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」（以下「法案」という。）を提出した。著作権法の改正は、法案の第8条に規定されており、以下、その概要を紹介する。

³ 一般に、原作に登場する人物などを利用して漫画などを創作することをいう。

(1) 著作物等の保護期間の延長

ア 現行制度の概要と法改正の背景

著作権法は、著作権⁴や著作隣接権⁵に一定の保護期間を定めている。これは著作者などに権利を認め保護する一方で、一定の期間が経過した著作物などは、社会全体の共有財産として、自由に利用できるようにする趣旨である⁶。著作者などの権利保護と社会全体の共有財産としての利用の円滑化のバランスは難しい問題であるが、我が国は、ベルヌ条約などにのっとり、著作物などの保護期間を原則として著作者の死後 50 年としている⁷。なお、保護期間の延長については、平成 18 年 9 月の「著作権問題を考える創作者団体協議会」（日本文藝家協会などの権利者団体で構成）の要望などを契機に、文化審議会著作権分科会において検討されたものの、意見集約には至らず、当時の著作権分科会報告書（平成 21 年 1 月）は、引き続き検討すべきとしている⁸。

イ 法案の内容（著作権法第 51 条第 2 項等の改正）

法案は、T P P 協定の第 18・63 条を受けて、著作物などの保護期間を以下のとおり延長しようとするものである。

図表 1 保護期間延長の概要

種類		現行法	改正案
著作物	原則	著作者の死後 <u>50</u> 年	著作者の死後 <u>70</u> 年
	無名・変名	公表後 <u>50</u> 年	公表後 <u>70</u> 年
	団体名義	公表後 <u>50</u> 年	公表後 <u>70</u> 年
	映画	公表後 <u>70</u> 年(※)	公表後 <u>70</u> 年(※)
実演	実演が行われた後 <u>50</u> 年	実演が行われた後 <u>70</u> 年	
レコード	レコードの発行後 <u>50</u> 年	レコードの発行後 <u>70</u> 年	

(※)映画の著作物の保護期間については、すでに協定上の義務を満たしている。

(執筆注) 実演とは、著作物を、演じ、舞い、歌うことなどをいう。

(出所) T P P 政府対策本部資料⁹より抜粋

⁴ 著作物を創作した者に与えられる権利をいう。なお、著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

⁵ 著作物などを人々に伝達した者（俳優や歌手、レコード会社など）に与えられる権利をいう。

⁶ 文化庁『著作権テキスト（平成 27 年度）』21 頁

⁷ 昭和 45 年の著作権法改正により、原則として、著作者の死後 30 年から 50 年に延長されている。なお、主要国首脳会議（G 7）参加 7 か国のうち、我が国とカナダを除く 5 か国が、また、OECD 加盟 34 か国のうち、我が国、カナダ、ニュージーランドを除く 31 か国が、原則として著作者の死後 70 年以上としている（法制小委報告書 5 頁）。

⁸ 当時、延長論としては、長期的に人気を博する作品から継続的に利益を得られることにより、その収益から次の創作や新人の発掘・育成が可能となることなどが、否定論としては、多くのコンテンツが輸入超過となっている中で延長された場合に、その状態が延長した期間分継続するおそれがあることなどが挙げられている（法制小委報告書 5 頁注 9）。なお、我が国の著作権等使用料の国際収支は、対世界全体で約 7,200 億円の赤字（平成 27 年）、対アメリカは約 3,500 億円の赤字（同 23 年）となっている（文化庁資料）。

⁹ T P P 政府対策本部ホームページ<<http://www.cas.go.jp/jp/houan/160308/siryoul.pdf>>（平 28.3.28 最終アクセス）

なお、保護期間の延長に当たり、既に保護期間が満了した著作物などは再度保護の対象としないこととしている（法案の附則第7条第1項）。これは、再度保護の対象とすることは、復活による社会的混乱を踏まえると適切でないためである¹⁰。

ウ 今後の課題

（ア）戦時加算の解消

サンフランシスコ平和条約第15条（c）に基づき、旧連合国の著作権は、通常の保護期間に戦争期間が加算されており（戦時加算¹¹）、国会でもその解消が議論されてきたが¹²、現在に至るまで解消されていない¹³。

T P P協定により著作物の保護期間が延長されることを受け、署名12か国のうちの戦時加算対象国であるアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドそれぞれと我が国の間で、戦時加算について「個別の集中管理団体と影響を受ける権利者との間で行われる産業界の主導による対話を奨励し、及び歓迎する」との法的拘束力を有しない書簡が交換された¹⁴。これを踏まえ、オーストラリアのロブ貿易・投資大臣からは、石原経済再生担当大臣宛に、戦時加算について「T P P協定が両国において効力を生ずる日以後、オーストラリアは権利を行使しない」旨の書簡が届いている。

4か国との間では、戦時加算は「実質的に撤廃される見込みとの見方が強いが、保証はない」とも報じられており¹⁵、法案審査の中でも政府の見通しなどが議論となろう。なお、平成27年11月4日の法制小委において、委員から「政府間の話合いで私人の権利行使を制約できるのか、非常に疑問である」旨の指摘もなされている。

（イ）権利者不明著作物の増加への対応策

保護期間の延長に伴い、権利者不明著作物（いわゆる孤児著作物）の増加が予想される。また、保護期間の延長については、ユーザー側の関係団体から「著作権使用料の巨額の対外赤字を固定し、拡大させる可能性が高い」、「著作権保護期間の満了した公有財産としての作品から広がる豊かな活用などを狭め、日本と世界の文化に大きな害を与える」などの慎重意見¹⁶があった。こうした懸念などに対応するためには、権

¹⁰ 法制小委報告書7頁

¹¹ サンフランシスコ平和条約（昭和27年4月28日発効）に基づき、条約関係にある連合国及び連合国の国民が第二次世界大戦前又は大戦中に取得した著作権については、通常の保護期間に戦争期間（昭和16年12月8日又は著作権を取得した日から平和条約の発効する日の前日までの実日数（例えば、アメリカ・イギリス・オーストラリア・カナダ・フランスは、3,794日）が加算される（連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律第41条）。なお、旧連合国に支払われている著作権使用料の戦時加算分は、日本音楽著作権協会だけでも、平成24年の1年間で1億6千万円となっている（『読売新聞』（平25.2.26））。

¹² 例えば、第186回国会参議院外交防衛委員会会議録第17号19頁（平26.5.22）。

¹³ 平成19年6月、世界各国の著作権管理団体を構成員とする著作権協会国際連合（C I S A C）において「日本が保護期間を延長する場合は、各構成団体が会員である著作権者に対して戦時加算の権利を行使しないよう働きかける」旨が決議されている（法制小委報告書10頁）。

¹⁴ 戦時加算の撤廃をT P P協定に盛り込むことについては、T P P協定交渉参加国以外のイギリス・フランスなどにも戦時加算の適用があり、複雑な調整が必要となることから見送られた（『毎日新聞』（平28.2.14））。

¹⁵ 『毎日新聞』（平28.2.14）

¹⁶ 法制小委（第6回）配付資料（平27.11.4）

利者不明著作物を活用できる体制の整備が重要となる。法制小委報告書も「著作権者不明等の場合の裁定制度¹⁷の改善、権利情報の集約等を通じたライセンスの環境整備等の方策について検討を行い、順次適切な措置を講じるべきである」旨を指摘している¹⁸。

(2) 著作権等侵害罪の一部非親告罪化

ア 現行制度の概要と法改正の背景

著作権法は、著作者に無断で著作物を販売することなど、著作者の権利を侵害した場合には、10年以下の懲役、又は1千万円以下の罰金を科す旨を規定している（著作権等侵害罪（第119条第1項）。なお、懲役と罰金を併せて科すことも可能）¹⁹。しかし、著作権等侵害罪は親告罪であるため、これまでは、実際に侵害があっても著作者が黙認している場合などについては、警察などによる取締りが行われることはなかった²⁰。

一方、我が国ではコミケ²¹の同人誌²²に代表される二次創作が盛んであるが、この二次創作は著作権法的にはグレーな領域をも含んでいる。しかし、従来は親告罪であることを前提に、著作者が「ファンのすることだから」、「気持ち分かる」²³として問題視しなかったことから、二次創作が独自の文化として発展を遂げてきた経緯がある²⁴。

なお、著作権等侵害罪の非親告罪化については、海賊版²⁵の製造、販売行為などに対応するため、文化審議会著作権分科会において検討されたことがあるが、当時の報告書（平成21年1月）は著作権等侵害行為の多様性や人格的利益との関係を踏まえると、一律に非親告罪化してしまうことは適当でないとしている。

イ 法案の内容（著作権法第123条第2項及び第3項の新設）

法案は、TPP協定の第18・77条の規定を受けて、著作権等侵害罪の一部非親告罪化を行おうとするものであるが、非親告罪化する範囲については、以下の三つの要件を課

¹⁷ 権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、適法に利用することができる制度。ただし、平成26年度の利用実績は44件にとどまっている。

¹⁸ 法制小委報告書11頁。なお、裁定制度の利用円滑化のため、平成28年2月、一度裁定を受けた著作物などについて、権利者を検索する際の要件が緩和されている。また、日本音楽著作権協会等8団体は、「必要な手続を著作者団体が代行し、利用者の負担を軽減する」旨の対策をまとめている（『読売新聞』（平28.3.8））。

¹⁹ 「10年以下の懲役」との規定は、例えば窃盗罪（刑法第235条）と同じである。我が国の知的財産等侵害罪は、世界的に見て極めて重い罪である。中山信弘『著作権法（第二版）』（有斐閣、平成26年）661頁。

²⁰ TPP協定の署名12か国のうち、著作権等侵害罪に親告罪を採用している国は、我が国とベトナムのみである（法制小委報告書13頁）。

²¹ コミックマーケット。40年以上の歴史がある自費出版の同人誌の即売会で、毎回50万人以上が来場する。

²² 同人誌市場の規模は732億円に上る（平成25年度。矢野経済研究所の調査（『産経新聞』（平28.1.12）））。

²³ 『日本経済新聞』（平27.10.25）

²⁴ コミケについて、日本書籍出版協会は「出版社はこれまで表立ってコミケについてコメントしてこなかったが、コミケは我が国が世界に誇るコンテンツのゆりかごの役割を果たしている」旨、また、二次創作について、コミックマーケット準備会は「作品の受け手が送り手に容易に変わり得る、それが入れ替わり続けることで多様性と創作の再生産を可能にしている」旨を指摘している（法制小委ヒアリング（平27.11.4））。

²⁵ 「海賊版」とは、一般に、著作権などを侵害する製品を指し、違法にコピーした音楽CDや映画DVD、ゲームソフト、漫画などがある。なお、コンテンツ海外流通促進機構は、経済産業省の委託により海賊版による被害実態の調査を行い、平成26年の海外における海賊版による被害額の推計は9,348億円に上り、正規品の売上額3,994億円の2倍以上になることが初めて明らかになっている（『読売新聞』夕刊（平28.3.31））。

すことにより、事実上、海賊版対策に限定し、コミケなどの二次創作は除外されている。

具体的には、①対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること²⁶、②有償で公衆に提供又は提示されている著作物（有償著作物）等について、原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること、③有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が不当に害されることの三つの要件を全て満たす場合に限り旨を定めている。また、文化庁は、非親告罪となる著作権などの侵害行為の例として、販売中の漫画や小説本の海賊版を販売する行為や映画の海賊版をネット配信する行為を、また、親告罪のままとなる行為の例として、漫画等の同人誌をコミケで販売する行為や漫画のパロディをブログに投稿する行為を例示している²⁷。なお、法制小委報告書は上記の三つの要件を全て満たす場合に限りとした理由について、「T P P協定において非親告罪化が義務づけられている範囲及びその趣旨を踏まえつつ、我が国の二次創作文化への影響に十分配慮し、適切に非親告罪の範囲を定めることが必要である」としている。

ウ 今後の課題

T P P協定の交渉の過程において、著作権等侵害罪について非親告罪化することが流出文書により明らかとなった²⁸。これを受け、非親告罪化により、権利者の意思に関わらず警察による取締りが行われ、二次創作が萎縮してしまうとの懸念が、コミケ関係者や有識者などからも強く指摘²⁹され、国会でも繰り返し取り上げられた³⁰。

こうした状況を踏まえ、「日本側の提案」により³¹、第18・77条第6項（g）に「非親告罪とする範囲については、市場における著作物等の利用のための権利者の能力に影響を与えるものに限定することができる³²」旨の脚注が付されることとなった。

この脚注により、二次創作への影響への懸念は軽減されることになったものの、関係団体からは、悪質な海賊行為等を非親告罪化することにはおおむね賛成の意見が表明される一方で、T P P協定の大筋合意後においても引き続き、二次創作の萎縮への懸念が重ねて示されている³³。

政府は、法案により、二次創作は非親告罪化の対象外となった旨を説明しているが、少なくとも当面は、情報不足による不安からの二次創作の萎縮はなお否定できないと思

²⁶ 企業内で新聞や雑誌等を複製して配付する行為は、この目的要件を満たさず、また著作権者等の利益が不当に害される場合にも該当しないことから、非親告罪の対象とならない（法制小委報告書 16 頁注 53）。

²⁷ 前掲注 9 参照

²⁸ 『時事通信ニュース』（平 25. 11. 14）

²⁹ 例えば、T P Pの知的財産権と協議の透明化を考えるフォーラム（thinkTPPIP）による「T P P著作権条項に関する緊急声明」（平 27. 2. 24）〈http://thinkppip.jp/?page_id=713〉（平 28. 3. 28 最終アクセス）

³⁰ 例えば、第 186 回国会参議院決算委員会会議録第 10 号 35 頁（平 26. 6. 9）、第 189 回国会参議院予算委員会会議録第 9 号 25 頁（平 27. 3. 19）、同第 19 号 23 頁（平 27. 8. 10）

³¹ 第 190 回国会参議院国際経済・外交に関する調査会会議録第 1 号 15 頁（平 28. 2. 10）

³² 法制小委（第 6 回）における文化庁の説明及び配付資料（平 27. 11. 4）

³³ 例えば、日本書籍出版協会などからは、「非親告罪の範囲は社会的・経済的秩序に重大な影響をもたらす悪質な侵害行為のみに限定し、二次創作を萎縮させることがないよう配慮が必要である」旨の意見（法制小委報告書 14 頁）が、また、コミックマーケット準備会からは、「我が国における二次創作活動のすそ野の広さが次世代のクリエイターを育成しているとして、非親告罪の範囲は海賊版対策等の必要最小限に絞り、自由な創作活動の可能性をいわずらに狭めるべきではない」旨の意見（同 13 頁注 46）が示されている。

われ、捜査現場での運用方針などを含め、今後とも丁寧な広報活動などが必要であろう³⁴。

また、国民への情報公開も重要である。交渉過程においてTPP協定の条文に脚注が付された目的や経緯などについても、今後、明らかにされることが望まれる。国会において、交渉過程は明らかにできない旨を政府は再三答弁しているが、国民の不安感を解消するためにも、できる限り情報を公開し、かつ丁寧な説明を行う必要がある。

(3) 「法定の損害賠償」に係る制度整備

ア 現行制度の概要と法改正の背景

我が国における損害賠償は、民法第709条の「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」との規定を踏まえ、生じた損害について賠償することとなっている³⁵。また、この原則を前提として、著作権法第114条第3項は「権利の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる」旨を定めている。

一方で、社会のデジタル化などの中で、関係団体からは、司法救済の実効性の確保や損害賠償が低額なため権利者が泣き寝入りする事態の改善などが求められている³⁶。こうした状況を踏まえ、従来から著作権に係る損害賠償制度については見直しが検討されており、例えば、平成21年1月の著作権分科会報告書は、民法との関係や今後の実態の推移などを踏まえつつ、更に検討を行うことが適当としている。

イ TPP協定における「法定の損害賠償」及び「追加的な損害賠償」の規定の概要

TPP協定第18・74条第6項などで定める「法定の損害賠償³⁷」や「追加的な損害賠償」に係る制度整備の概要は、次頁の図表2のとおりである³⁸。

³⁴ 法制小委（第6回、平27.11.4）でのヒアリングにおいて、コミックマーケット準備会から「コミケに参加するサークルは、ファンとして学業あるいは生業を持つ人が大半であり、不安があるだけでも過度あるいは不要な自粛が容易に起こり得る」旨の指摘がなされている。また、平成27年12月のコミケ出品者の「ピクピクしながらやるくらいならやらない」との声も報じられている（『朝日新聞』（平28.1.9））。

³⁵ 最高裁は、我が国の損害賠償制度について「加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止、すなわち一般予防を目的とするものではない」とする一方で、「もっとも、加害者に対して損害賠償義務を課すことによって、結果的に加害者に対する制裁ないし一般予防の効果を生ずることがあるとしても、それは被害者が被った不利益を回復するために加害者に対し損害賠償義務を負わせたことの反射的、副次的な効果にすぎず、加害者に対する制裁及び一般予防を本来的な目的とする懲罰的損害賠償の制度とは本質的に異なる」と判示している（萬世工業事件最高裁判決〔最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁〕（法制小委報告書34頁注94））。

³⁶ 法制小委報告書35頁

³⁷ 岩城法務大臣は「一般に、法定の損害賠償とは、侵害行為があった場合に、権利者が損害と当該侵害行為との因果関係の立証をせずに、侵害者に対して当該侵害行為の類型に応じた一定の範囲の額の支払いを求めることができる制度であり、権利者の損害賠償額の立証負担が軽減される意義を有するものとされている」と答弁している（第190回国会衆議院予算委員会議録第10号5頁（平28.2.9））。

³⁸ 権利が侵害された場合に、アメリカ、カナダ、シンガポール、マレーシア、ベトナム、チリは、現実の損害の額にかかわらず、法律に定められた額を上限（あるいは下限）として損害賠償を請求できる制度を有しており、TPP協定に規定する「法定の損害賠償制度」に相当する。また、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア、ブルネイは、実際の損害額を上回る額をその賠償額として認めることができる制度を有しており、「追加的な損害賠償制度」に相当する（法制小委報告書31頁注85）。

図表2 TPP協定における「法定の損害賠償」及び「追加的な損害賠償」の規定の概要
(第18・74条第6項)

<p>著作権、実演家の権利又はレコード製作者の権利の侵害に関し、以下のいずれか又は双方の損害賠償について定める制度を採用し、又は維持する。</p> <p>(a) 権利者の選択に基づいて受けることができる法定の損害賠償 (※1)</p> <p>(b) 追加的な損害賠償 (※2)</p> <p>(※1) 法定の損害賠償は、侵害によって引き起こされた損害について権利者を補償するために十分な額に定め、及び将来の侵害を抑止することを目的として定める。(第18・74条第8項)</p> <p>(※2) 追加的な損害賠償には、懲罰的損害賠償を含めることができる。また、追加的な損害賠償の裁定を下すに当たり、司法当局は、全ての関連する事項(侵害行為の性質及び将来における同様の侵害の抑止の必要性を含む。)を考慮して適当と認める追加的な損害賠償の裁定を下す権限を有する。(第18・74条第6項(b)注及び同条第9項)</p>

(出所) 法制小委報告書30頁

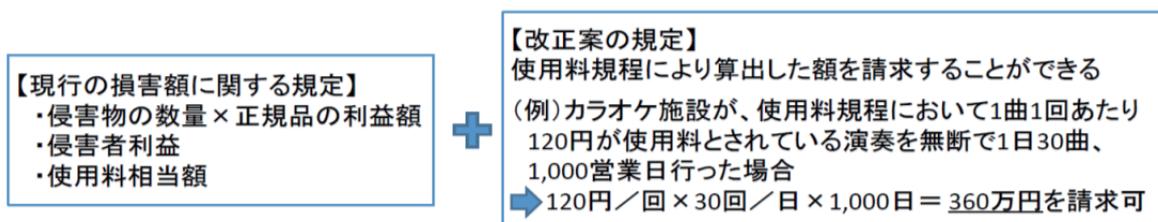
ウ 法案の内容(著作権法第114条第4項の新設)

法案は、現行著作権法の損害賠償に関する規定に加え、「侵害された著作権等が著作権等管理事業者³⁹により管理されている場合は、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額(複数ある場合は最も高い額)を損害額として賠償を請求することができる」旨を追加しようとするものである。

なお、この規定の追加は、現行規定がTPP協定の求める「法定の損害賠償」を担保しているのか否かについて、法制小委などで大きな議論となっていたことを踏まえ、TPP協定の求める趣旨をより適切に反映する観点から行われるものである。

改正後の著作権法の規定を用いた損害賠償額算出について、カラオケ施設の使用料の例により、具体的に示すと以下のとおりとなる。

図表3 改正後の著作権法の規定を用いた損害賠償額算出の例



(出所) TPP政府対策本部資料より抜粋

エ 法制小委における検討の経緯

法制小委報告書では、TPP協定の大筋合意を受けた法制小委の議論において、委員

³⁹ 著作権管理事業は、著作物等の利用を円滑にすることなどを目的として、著作権者から著作権等の委託を受け、これらの人に代わって著作物等の利用の許諾を行う事業である。著作権等管理事業者は、文化庁長官に登録し(著作権等管理事業法第3条)、更に利用区分ごとの著作物等の使用料の額を「使用料規程」として文化庁長官に届け出る(同法第13条第1項)。

から、損害賠償額が現実の損害とかい離している場合、実質的には懲罰的な性格を帯びてくるため我が国の法体系上認められないなどの意見が示されたことを踏まえ、まず、「追加的な損害賠償」や「懲罰的損害賠償」ではなく、「法定の損害賠償」の制度を採用する方向で検討を行うことが適当である」としている。

次に、現行の著作権法の規定が、T P P協定に定める「法定の損害賠償」を担保しているか否かの検討を行い、結論として「特に第114条第3項については、権利者が侵害行為により実際に生じた損害額や損害と侵害行為との因果関係の立証をせずに、侵害者に対して使用料相当額という一定の範囲の額の支払を求める制度であり、かつ権利者を補償するために十分な額に定め、及び将来の侵害を抑止することを目的とするものであるとして、我が国は同項によって「法定の損害賠償」を担保しているとする考え方も必ずしも排除されない」としている。その上で「今回の制度整備においては、T P P協定の求める趣旨をより適切に反映する観点から、著作権法第114条第3項などの現行規定に加えて、填補賠償原則等の枠内で、実際に生じる損害との関係について、合理的に説明が可能な額を法定する規定を別途設けることが適当である」と結論付けている。

次いで、具体的な制度設計について検討を行い、「侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合は、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額（複数ある場合は最も高い額）を損害額として賠償を請求することができる」旨を結論付け、これが法文化されている⁴⁰。

また、今回の法改正の副次的効果として、①著作権などの権利の集約化が図られること、②著作権などの保護期間の延長に伴う権利者不明著作物などの増加に対応するための著作物などの利用の円滑化の一つとしても機能することが期待される旨を述べている。

オ 今後の課題

衆議院予算委員会において、T P P協定の第18・74条第8項が「法定の損害賠償は（中略）将来の侵害を抑止することを「目的」として定める」としていることが、反射的、副次的な「効果」とする最高裁判決⁴¹と矛盾する旨の指摘がなされており⁴²、今後の議論が注目されている。

（４）アクセスコントロールに関する制度整備

ア 現行制度の概要と法改正の背景

著作権法では、他人が無断で著作物等の「コピー」や「インターネット送信」等を行うことについて、著作者等にそうした行為を止める権利を付与している⁴³。一方、本を

⁴⁰ T P P協定の第18・66条第7項の規定を受け、商標の「法定の損害賠償」について、法案第3条は、「その商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を、商標権者又は専用使用権者が受けた損害の額とすることができる」と規定している。

⁴¹ 前掲注35参照

⁴² 第190回国会衆議院予算委員会議録第10号4～7頁（平28.2.9）、同第15号（平28.2.19）

⁴³ 著作者の有する著作権は、「複製権」、「公衆送信権」などの個別の権利（支分権）の束から成る。なお、俳優等の実演家やレコード製作者等の有する著作隣接権も同様である。

読む、音楽を聴く、テレビ番組を見るなど、著作物等を「視聴」することについては、そうした行為を止める権利は規定されておらず、自由に行うことができる。

現行制度では、著作者等が持つ権利の侵害行為を防止・抑止するための手段である「技術的保護手段」（いわゆる「コピーコントロール」）については、平成 11 年の著作権法改正により、①コピーコントロールを回避して複製を行うことは違法となり、②コピーコントロールを回避するための専用装置の譲渡等については刑事罰が科されている。

一方、視聴等を制限する手段であるいわゆる「アクセスコントロール」については、平成 24 年の著作権法改正により、一部が「技術的保護手段」の対象となったものの⁴⁴、基本的には、著作権法では規制の対象となっていない⁴⁵。そのため、アクセスコントロールの回避装置が多数流通し、著作者等に大きな影響を与えているとの指摘がある⁴⁶。例えば、テレビの有料放送は、視聴料金の支払いなど一定の条件を満たした利用者のみが、B-CASカードと呼ばれる専用カードにより、暗号（スクランブル）を解除し、番組を視聴できる仕組みとなっている。しかし、近年、偽造されたB-CASカード、いわゆる「ブラックCASカード」が流通し、それを用いると、契約者ではなくても無料で番組を見ることが可能となってしまう事態が生じていた（図表 4 参照）⁴⁷。



（出所）TPP 政府対策本部資料より抜粋

イ 法案の内容（著作権法第 113 条第 3 項の新設、第 120 条の 2 の改正等）

TPP 協定は、ブラックCASカードの例のように、アクセスコントロールを権限なく回避する行為や回避装置等の製造や輸入等について、民事上の救済措置等及び刑事罰の対象とすることを、締約国に求めている（第 18・68 条）。法案は、アクセスコントロール⁴⁸を権限なく回避する行為について、著作権等を侵害する行為とみなすとともに（改

⁴⁴ 平成 24 年の著作権法改正により、「技術」面ではアクセスコントロールと評価されるものであっても、コピーコントロール「機能」を持つものについては、「技術的保護手段」として、規制が行われることとなった。

⁴⁵ 不正競争防止法では、コンテンツ提供事業の公正な競争を確保する観点から、平成 11 年の改正時から、コピーコントロールだけでなくアクセスコントロールも規制の対象となっており、回避専用装置の譲渡等について、事業者には差止請求権と損害賠償請求権を認めている。また、23 年の改正により、刑事罰も導入された。

⁴⁶ 法制小委報告書 21 頁

⁴⁷ このほかの例としては、「マジコン」（「マジックコンピュータ」の略と言われる。）を挙げることができる。違法に複製されたゲームソフトであっても、マジコンを用いることにより、家庭用ゲーム機で遊ぶことが可能となってしまう。しかし、現在用いられているゲーム機やゲームソフト用の保護技術は、アクセスコントロールに該当するため、マジコンを著作権法で取り締まることは困難である。

⁴⁸ 条文上は「技術的利用制限手段」と定義されている（改正後の著作権法第 2 条第 1 項第 21 号）。

正後の著作権法第 113 条第 3 項)⁴⁹、当該回避行為を行う装置の販売等を刑事罰の対象としようとするものである(同第 120 条の 2 第 1 号)。その際、「技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他著作権者等の利益を不当に害しない場合」は除かれている。

ウ 今後の課題

アクセスコントロール回避規制については、事業者団体からは、製品開発や研究開発の萎縮を招かないよう適切な例外規定を整備することが、強く要望されていた⁵⁰。また、ユーザー側からも、「アクセスコントロール回避規制は、国民の情報へのアクセスや表現の自由の毀損につながるおそれ」があること等から、引用や批評、二次創作を目的とした回避行為などの「権利者に不当な不利益を及ぼさない回避行為」については「それが当然に可能となるような例外規定を広く設けることが必要」であると要望していた⁵¹。

法案では、こうした要望等を受け、「技術的利用制限手段に係る研究又は技術の開発の目的上正当な範囲内で行われる場合その他の著作権者等の利益を不当に害しない場合」と非常に幅広いようにも見える例外規定が設けられたが、抽象的であるが故に、どのような場合が具体的に例外規定に当たるのか分かりにくい面も残る。法制小委報告書においても、制度趣旨を十分周知することの必要性などが盛り込まれているが⁵²、政府による丁寧かつ分かりやすい説明が求められよう。

(5) 配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与

ア 現行制度の概要と法改正の背景

音楽配信サービスの世界的な拡大に伴い、CD等の有体物を販売せず、インターネット配信に限定して販売される楽曲(配信音源)が出現している。現行の著作権法では、放送事業者等が、CDや録音テープ等の「商業用レコード」⁵³を用いて放送や有線放送を行った場合には、実演家やレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない旨が定められているが(第95条第1項及び第97条第1項)、配信音源に関する規定はない。そのため、権利者団体から、配信音源の二次使用に係るルールづくりが求められ始めていた。

イ 法案の内容(著作権法第95条第1項の改正)

T P P 協定においては、実演又はレコードの放送等について、実演家とレコード製作者に原則として排他的権利を付与することを締約国に義務付けているが、排他的権利ではなく、使用料請求権を付与することでも、この義務を履行することが可能としている

⁴⁹ みなし侵害とは、直接的には著作権の侵害に該当しないが、実質的には著作権侵害と同等である行為を、法律によって「侵害とみなす」ことであり、著作権法第 113 条に規定されている。

⁵⁰ 例えば、電子情報技術産業協会による要望書(法制小委(第6回)配付資料(平27.11.4))

⁵¹ インターネットユーザー協会による要望書(法制小委(第9回)配付資料(平28.2.24))

⁵² 法制小委報告書 24 頁

⁵³ 市販の目的をもって製作されるレコードの複製物をいう。

(第18・62条第3項(a))。我が国では、アで述べたとおり、実演家とレコード製作者に、商業用レコードについてのみ二次使用料請求権を付与しているが、法案は、これに加えて配信音源(条文上は「送信可能化されたレコード」(改正後の著作権法第95条第1項))についても、二次使用料請求権を付与しようとするものである。

なお、この項目について、法制小委においては、特段の反対意見は出されていない。

(6) 施行期日

施行期日は、TPP協定が日本国について効力を生ずる日とされている。

法案提出前の段階では、施行期日については、TPP協定の発効日とするか否かが、大きな論点となっていた⁵⁴。こうしたことから、法制小委報告書においても、保護期間の延長等の改正事項が「国際的な制度標準となることも考慮すべきであること」のほか、「利用者団体より、制度整備がTPP協定の発効に先立ち施行されることに強い懸念が表明されていること」等を踏まえ、「TPP協定の発効と合わせて実施することが適当」とされた⁵⁵。

5. おわりに

今回、政府が作成した法案の説明資料⁵⁶には、「コミケ」という言葉が、何の注釈もなく使われている。著作権等侵害罪の一部非親告罪化をめぐる議論の中で、コミケという言葉が国会や政府の審議会でごく普通に使われるようになり、また、漫画やアニメ、二次創作の意義が、政治・行政の関係者に広く共有されることになった。1枚の資料に象徴される今日の状況は、関係者にとって誠に感慨深いものがあるのではないだろうか。

他方、社会のデジタル化などに対応して頻繁に改正が重ねられ、いわばたこ足配線となっている著作権法を再構築する必要性が指摘されるなど⁵⁷、国際化とデジタル化の中で、我が国の著作権制度は大きな岐路に立っている。特に、デジタル化の進展の中で、著作権などの権利保護と社会全体の共有財産としての利用の円滑化のバランスを今後どのようにしていくのか(例えば、日本版フェアユース規定⁵⁸の導入の是非)は差し迫った問題であり、この他にも、アーカイブの整備、知的財産に関する教育の充実など重要な課題は多い。

法案審査に当たっては、我が国の著作権制度や文化がいかにあるべきかといった、広く、長期的な視点をも踏まえつつ、法案や関連する諸課題について議論されることが期待されており、本稿がその一助となれば幸いである。

(かわひと あきら、すずき ゆき)

⁵⁴ 例えば、thinkTPPIPは、法制小委(第6回)配付資料(平27.11.4)の中で「TPP知財条項には我が国の情報政策・文化経済に将来にわたって影響を与える条項が少なからず含まれており、慎重な国内法対応が望まれる。前のめりな国内法先行は論外であり、TPP発効以降に最新の国内情勢を踏まえた柔軟な立法が必要」と述べている。

⁵⁵ 法制小委報告書39頁

⁵⁶ 前掲注9参照

⁵⁷ 中山信弘『著作権法(第二版)』(有斐閣、平成26年)9頁

⁵⁸ 著作者などの利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限(権利者の了解を得ずに著作物等を無断で利用できる規定)の一般規定のことをいう。